

令和5年度第1回 理事会議事録

1 日 時 令和5年7月3日(月) 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長(読谷村長)	石 嶺 傳 實
副理事長(大宜味村長)	友 寄 景 善
副理事長(多良間村長)	伊良皆 光 夫
理事(本部町長)	平 良 武 康
理事(宜野湾市長)	松 川 正 則
理事(北中城村長)	比 嘉 孝 則
理事(与那原町長)	照 屋 勉
理事(南風原町長)	赤 嶺 正 之
理事(南城市長)	古 謝 景 春
理事(医師国保組合)	安 里 哲 好
常務理事(国保連合会)	高 良 昌 英
副理事長(金武町長)	仲 間 一 (書面出席)
副理事長(那覇市長)	知 念 覚 (書面出席)
理事(与那国町長)	糸 数 健 一 (書面出席)

事務局 大城事務局長、古堅事務局次長、稲嶺事務局次長、
奥原総務課長、川満企画電算課長、植木保険者支援課長、
喜友名審査課長、岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

4 議 題

(専決報告事項)

専決報告第1号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出補正予算(第2回)について

(議決事項)

議案第1号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について

議案第2号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 5 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等
関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特
別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特
別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 10 号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本構想・基本計画検討委員会
設置規則の制定について
- 議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業
務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 12 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公
費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）につ
いて
- 議案第 13 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等
事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 14 号 沖縄県国民健康保険団体連合会表彰について
- 議案第 15 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会第 1 回通常総会の招集について

司 会

みなさま、こんにちは。

本日の司会を務めます総務課の「佐藤多希子」です。よろしくお願ひします。
会議を始めます前に、配付資料を確認します。本日の資料は6種類です。

- ① 「令和5年度第1回 理事会議案書」、
- ② 「資料1 令和5年度第1回 理事会説明資料」
- ③ 「資料2 (参考) 令和4年度複式財務諸表」
- ④ 「資料3 新会館建築の現状報告」
- ⑤ 「資料4 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」
- ⑥ 「資料5 令和5年度第1回理事会への近況報告」

以上でございます。よろしいでしょうか。

理事会開催に先立ち、新たに理事に就任された方をご紹介します。

北部地区推薦の「友寄景善 大宜味村長」でございます。

宮古地区推薦の「伊良皆光夫 多良間村長」でございます。

理事会推薦で学識経験者の「高良昌英」でございます。

もうお二方いらっしゃいます。

南部地区推薦の「知念 覚 那覇市長」と八重山地区推薦の「糸数健一 与那国町長」でございます。知念理事と糸数理事は、本日は書面出席となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより、令和5年度第1回 理事会を開催します。

本日の出席状況は、理事出席が 11 名、書面出席が 3 名となっております。

よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日、理事会で審議していただきます議案は、去る6月22日に開催しました、沖縄県国保課長、各地区代表の国保担当課長及び後期高齢者医療広域連合事務局長などで構成する「国保事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願ひします。

また、書面出席 3 名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願ひします。

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席いただき有難うございます。

では、これより令和5年度第1回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、南城市の古謝景春市長と医師国保組合の安里哲好理事長にお願ひいたします。

本日の議案は、「専決報告事項1件」、「議決事項15件」となっています。
それでは、議事を進めてまいります。
はじめに、専決報告第1号を議題とします。
事務局から説明してください。

岸本
業務管理
課長

業務管理課長の「岸本 奈々枝」です。
これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」
は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。
それでは、議案書1頁をお開きください。
専決報告第1号についてですが、これは後期の公費負担医療に関する診療報酬
支払勘定の補正です。
中段 第1条をご覧ください。予算の総額に
「7,703万6千円」増額し、補正後の予算総額を
「11億2,013万2千円」としました。
補正の理由は、下に記載のとおりです。
以上、よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしくお願いたします。
＜ 進行の声あり ＞

議 長

それではお諮りします。
専決報告第1号を、承認することにご異議ありませんか。
＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。
次は、議案第1号を議題とします。
事務局から説明してください。

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。
それでは、議案第1号、事業実績の承認についてご説明します。
6頁をお開きください。
「I 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。
3は、事務局の機構及び職員の状況で、6課12係で職員が53名、専門員・
相談員・臨時職員を合わせ155名が業務に従事しています。
また、7頁の4から7のとおり各審査委員会を設置運営しています。

奥原
総務課長

総務課長の「奥原 葉子」です。
次に、8頁をお開きください。「II 事業実施状況」ですが、令和4年度の事
業は、総会において議決された事業計画に基づき、次のとおり実施しました。

まず、「1 本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)理事会、9頁の(3)の監事会を開催しました。また、(4)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を各地区代表の国保課長などに審議いただきました。(5)独立監査人による決算・期中監査及び10頁をお開きください。(6)職員による部内監査を実施しました。

「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和4年11月に開催され、医療保険制度の一本化を早期に実現することなど11項目を決議し、11頁の(2)の国保制度改革のための陳情活動を展開しました。

植木
保険者支援
課長

保険者支援課長の「植木 覚」です。

12頁をお開きください。「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の市町村職員等を対象とした会議や研修会を開催しました。

14頁をお開きください。(3)の九州及び全国会議・研修会への参加では、テレビ会議等で参加しました。

15頁をご覧ください。「4 保険者支援・共同事業」の(1)「国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、アの広報委員会を開催し、16頁をお開きください。イのテレビ及びラジオ等による広報活動を実施しました。

また、17頁オの「沖縄県国保事業50周年記念事業の実施」では、国保のしくみ等について若年層に向けた企画として、「おでかけがんじゅうタイム」を那覇市立松城中学校で実施しました。

岸本
業務管理
課長

続いて、18頁をお開きください。「(2) 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、アの処理状況の表のとおり、「1億5,705万5千円」を損保会社等から収納しました。「(3) レセプト点検事務共同事業」では、レセプト点検担当者の確保が困難な保険者等から委託を受けて、19頁をご覧ください。ウの処理状況の表のとおり、再審査「901万3千点」を減点しました。

植木
保険者支援
課長

20頁をお開きください。次に、「5 保健事業に関する事業」では、市町村保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。

(1) 特定健診等費用決済業務等の実施のア費用決済状況の表のとおり、年間「13万5千件」、「10億2,366万8千円」の費用決済を行いました。(2)の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施では、ア及び21頁をご覧ください。イの事業をとおして保健師等専門職の資質向上を図りました。

22頁をお開きください。(6)の沖縄県保険者協議会との連携では、医療保険者等と連携して、沖縄県民の健康保持増進を図るため、アから23頁をご覧ください。エまでの事業を実施しました。

喜友名
審査課長

審査課長の「喜友名 均」です。

次に、24頁をお開きください。「6 診療報酬等の審査事業等」では、毎月約74万5千件のレセプトの審査を行い、診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。(1)の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査の実施では、アの診療報酬審査委員会を開催し、①8万点以上のレセプトの重点審査、20万点以上のレセプト専門審査を実施しました。

25頁の表をご覧ください。国保及び後期高齢者医療は、表のとおりレセプト件数、支払確定額ともに、前年度に対し増加しています。

次に、26頁をお開きください。(2)療養費審査支払の実施では、アの柔整、27頁のイ あはき療養費とも前年度に対し、件数及び支給確定額は減少しています。

岸本
業務管理
課長

次に、28頁をお開きください。「7 診療報酬等の支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済事務を正確かつ迅速に実施しました。(2)の出産育児一時金等の支払業務及び(3)の風しんの追加的対策に係る費用決済業務では、表のとおり件数、金額とも前年度に対し減少しています。(8)新型コロナウイルスワクチン接種費用決済業務では、沖縄県と集合契約を結び、73万9千件、19億1,303万1千円を適切に処理しました。

川満
企画電算
課長

企画電算課長の「川満 達也」です。

次に、29頁をご覧ください。「8 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者事務の合理化や経費節減を図るため、保険者に共通する事務を一元的に管理し(1)から30頁をお開きください。(6)の事業を実施しました。また、31頁をご覧ください。(7)資格喪失後受診レセプトの保険者間調整業務、いわゆる不当利得分の返還請求業務では、「2億1千626万6千円」を協会けんぽから国保へ取り戻しました。

「9 国保保険者標準事務処理事業」では、国保改革に伴う新たな保険者事務が効率的に実施されるよう(1)から(3)のシステム運用及び導入支援を行いました。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課長の「翁長 明広」です。

次に、32頁をお開きください。「10 介護保険関係事業」では、介護給付費審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努め、介護サービス苦情処理については、関係機関と連携・協力を図り的確に対処しました。(1)介護給付費審査支払業務及び(2)介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払業務の実施では、表のとおり前年度に対し件数、支払確定額ともに増加しています。(8)介護保険広報共同事業の実施では、34頁

をお開きください。イ テレビ、ラジオを主体とした広報活動を展開しました。

35頁をご覧ください。「11 障害者総合支援関係事業」では、市町村が障害福祉サービスに係る給付を円滑に行うため、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速確実に実施しました。(1)の障害介護給付費審査支払業務及び(2)の障害児給付費審査支払業務では、表のとおり前年度に対し件数及び支払確定額ともに増加しています。

植木
保険者支援
課長

36頁をお開きください。

「12 母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的として市町村が実施する、母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用決済事務を(1)の表のとおり実施しました。

川満
企画電算
課長

次に、37頁をご覧ください。

「13 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、(1)と(2)の表のとおり支払事務を実施しました。

「14 県からの受託事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的に(1)の再点検、及び(2)のアでは県内保険者の横断的な医療費分析を行い、情報の共有を図りました。またイでは、沖縄県が提供する予防・健康づくりスマホアプリ「オーロラ」を広く県民に知っていただくために、新聞副読紙への掲載やラジオ番組とタイアップをし、広報を実施しました。

(4)令和4年度医療施設等物価高騰対策支援事業では、電気代等、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療施設等に対し、県から委託を受け補助金を支払いました。

奥原
総務課長

「15 国への財政支援要請」の(1)では、沖縄県その他、関係団体とともに、沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

38頁をお開きください。(2)「国保総合システム更改に対する国の財政支援を求める協力要請」では国による十分な財政支援を講じるよう、国会議員を通し、国へ財政支援を要請しました。次に(3)「普通調整交付金の乖離に係る沖縄県国保への財政支援要請」では国の推計値と実交付額の乖離に対し、沖縄県及び関係団体とともに、差額補填等に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

次に、39頁をご覧ください。Ⅲの財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。40頁をお開きください。3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高ですが、令和4年度末の決済用普通預金の残高は「3,148万円」となっています。次に4の積立金は、財政積立金のほか9件の積立金等の保有状況ですが、令和4年度末現在の保有総額は「22億1,384万1千円」となっています。

次に、42頁をお開きください。この表は、本会が行っている事業の一覧表で

す。後ほどご覧ください。

以上が、令和4年度の事業実績です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。

< 進行の声あり >

議長

それではお諮りいたします。

議案第1号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第2号から第9号までを、一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

大城

事務局長

事務局長の「大城 博之」です。

決算の説明では、わかりやすくするため、「資料1 理事会説明資料」により、ご説明します。

それでは、表紙をおめくり頂き、目次をご覧ください。

議案第2号から第9号は、令和4年度における本会各会計の決算でございますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

頁をおめくりいただき、2頁の右下をご覧ください。

全会計の歳入総額は「4,487億692万8千円」で、歳出総額が「4,486億7,544万7千円」となり、差引残額が「3,148万円」となっています。

次に、3頁をお開きください。

1は、診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「97.41%」を占めています。

2は、事業費関係の中で支払勘定の要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「1.95%」を占めています。

続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.64%」となっています。

以上が、令和4年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。

続いて、各会計の決算状況の説明は、担当課からご説明いたします。

奥原

総務課長

それでは4頁をご覧ください。

ここからの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

まず、議案第2号についてですが、歳入2款 手数料の増は、子ども医療費の助

成対象年齢が中学校卒業まで拡大されたことに伴い、取扱い件数が増えたことによるものです。4款 県支出金の減は、沖縄県からの委託事業の事業費が見込みを下回ったためです。6款 繰入金の減は、経費の削減等により歳出に見合った額を繰り入れたためです。7款 医療費助成事業受入金の減は、見込みを下回ったためです。

次に、歳出2款 総務費の不用額は、事務経費の低減によるものです。3款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由です。5款 諸支出金の不用額は、歳出に見合った額に減額したためです。6款 医療費助成事業支出金の不用額は、歳入7款と同様の理由です。

その結果、一般会計の決算額は、歳入が「75億9,428万9千円」で、歳出が「75億9,363万5千円」となり、差引残額は「65万3千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
審査課長

次に、5頁をお開きください。

議案第3号についてですが、歳入1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。6款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。7款 繰入金の減は、システム機器等の入札結果により、減価償却積立引当資産からの繰入れを減額したためです。9款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が見込みを下回ったためです。

次に、6頁をご覧ください。歳出1款 総務費の不用額は、システム運用等委託料の低減によるものです。5款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減及び歳入7款と同様の理由です。7款 諸支出金の不用額は、歳入9款と同様の理由です。8款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入6款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「15億2,090万1千円」で、歳出が「15億2,051万1千円」となり、差引残額は「39万円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

次に、7頁をお開きください。

国保診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「1,193億1,023万9千円」で、歳出が「1,193億 145万円」となり、差引残額は「878万9千円」で翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「56億1,849万円」で、歳出が「56億 951万9千円」となり、差引残額は「897万1千円」で、翌年度繰越となります。

次に、8頁をご覧ください。

出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「7億5,149万6千円」で、差引残額はありません。

喜友名
審査課長

次に、9頁をお開きください。

議案第4号についてですが、歳入1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。3款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。4款 繰入金の減は、歳出に見合った額を繰り入れたためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費の低減等によるものです。4款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減等によるものです。7款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入3款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「6億3,394万7千円」で、歳出が、「6億3,382万1千円」となり、差引残額は「12万6千円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

次に、10頁をご覧ください。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「1,406億5,500万4千円」で、差引残額はありません。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「10億9,720万円」で、歳出が「10億9,719万9千円」となり、差引残額は「1千円」で、翌年度繰越となります。

植木
保険者支援
課長

次に、11頁をお開きください。

議案第5号についてですが、歳入4款 県支出金の減は、受託事業の内容変更等によるものです。6款 繰入金の減は、事務経費の低減及び諸収入の増により、繰入れを行わなかったためです。8款 諸収入の増は、後期広域連合及び県高齢者福祉介護課からの事業受託によるものです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、歳入4款と同様の理由です。

その結果、決算額は、歳入が「1億2,678万9千円」で、歳出が「1億2,462万8千円」となり、差引残額は「216万円」で、翌年度繰越となります。

次に、12頁をご覧ください。

特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「10億2,366万8千円」で、差引残額はありません。

翁長
介護福祉
課長

次に、13頁をお開きください。

議案第6号についてですが、歳入5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が減少したためです。8款 繰入金の減は、事務経費等の低減に伴い、一般会計から繰入れを行わなかったためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減によるものです。5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「3億4,137万5千円」で、歳出が「3億3,351万5千円」となり、差引残額は「785万9千円」で翌年度繰越となります。

次に、14頁をご覧ください。

介護給付費等支払勘定の決算額は、歳入が「1,057億7,161万4千円」で、歳出が「1,057億7,153万9千円」となり、差引残額は「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の決算額は、歳入が「21億1,640万7千円」で、歳出が「21億1,636万9千円」となり、差引残額は「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、15頁をお開きください。

議案第7号についてですが、歳入1款 手数料の減は、取扱件数が見込みを下回ったためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「1億1,643万9千円」で、歳出が「1億1,631万5千円」となり、差引残額は「12万3千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「607億2,505万7千円」で、差引残額はありません。

植木

次に、16頁をご覧ください。

保険者支援
課長

議案第8号についてですが、歳入1款 健康診査費受入金の減は、健診費用が当初見込みを下回ったためです。歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由です。

その結果、決算額は、歳入が「12億9,588万5千円」で、歳出が「12億9,588万3千円」となり、差引残額は「1千円」で、翌年度繰越となります。

奥原

次に、17頁をお開きください。

総務課長

議案第9号についてですが、歳出1款 駐車場費の不用額は、駐車場管理費用が当初見込みを下回ったためです。歳出3款 諸支出金の不用額は、租税納付金が当初見込みを下回ったためです。

その結果、決算額は、歳入が「812万円」で、歳出が「583万2千円」となり、差引残額は、「228万8千円」で、翌年度繰越となります。

以上が、令和4年度の各会計の決算でございます。

稲嶺

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。

事務局次長

これらの各会計の決算監査につきましては、18頁にあります「監事による決算監査」を6月28日に実施し、19頁にあります「独立監査人による決算監査」を6月12日から14日に行い問題なく完了していることを、御報告いたします。

また、只今ご説明しました議案のうち、議案第3号から議案第7号の特別会計から発生した決算剰余金につきましては、法人税の課税対象となりますが、国税庁通知に基づく計算を行った後に、黒字判定ならば令和5年度の手数料と相殺し

て市町村、あるいは後期広域連合へ清算いたします。しかし、赤字判定ならば各会計の積立金に積立てるなど、事業費に充当いたします。ここで、配布しています「資料2 令和4年度複式財務諸表」をご覧ください。

これは、複式簿記による令和4年度決算の財務諸表で、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書となります。これらは、国からの通知に基づき作成したもので、単に現金のやり取りだけではなく、資産と現金の関係や、借方、貸方といった取引の原因と結果について記載したもので、本会の財務状況を確認できる諸表となります。これらは、参考として添付するもので、説明は省略いたします。後ほどご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

安里 哲好
医師国保
理事長

2019年のコロナ前と2022年のコロナ渦の現状で、診療報酬や後期高齢者医療の診療の支払の推移はいかがでしょうか。コロナ渦で医療機関受診控えや健診などで精査が必要であるが、しなかったなどの背景があるかもしれません。現状がどうかお教えいただきたいと思います。

喜友名
審査課長

理事会議案書25頁をお開きください。令和3年度と令和4年度を比較すると、件数、確定額ともに増加しています。それと反して被保険者数は11,181人減少しています。通常は、被保険者数が減少すると、レセプト件数及び支払確定額は減っていくのですが、今回は増加しておりますので、令和2年度と令和3年度を比較しましても、コロナ渦で受診控えしていた人が令和4年度は受診に転じているのかなと想定されます。

安里 哲好
医師国保
理事長

前年度との比較はそうですが、2019年との比較は、印象はいかがですか。

古堅
事務局次長

コロナ前後の診療報酬は、平成31年、令和元年度は、診療報酬の支払額は1,150億円でした。令和2年度はコロナの真っ只中ということで、1,111億円、令和3年度は若干持ち直しまして、1,170億円で、令和4年度は微増で、1,180億円という形で、令和3年、4年度につきましては、微増ではありますが、診療報酬の支払額については伸びているというような状況になります。

議長

それではお諮りいたします。
議案第2号から第9号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの8件は承認されましたので、総会へ提出します。
次に、議案第10号を議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、議案書に戻ります。
167頁をお開きください。議案第10号についてですが、この制定は、「現
会館の老朽化及び狭隘化等により計画している新会館の建築にあたり、新会館建
築基本構想・基本計画に関する事項の協議及び検討をする委員会を設置するため
」の制定です。

ここで、「新会館建築」の現状報告をいたします。配布しています、「資料
3 新会館建築について」をご覧ください。資料を読み上げて説明いたします。
本会館の狭隘化、老朽化及び事業拡大に対応していくため、令和3年7月の
理事会において、「建築基本構想・基本計画」の策定着手について承認を受け、建
築場所については、令和5年2月の理事会において現有地で進めることで決定し
ました。今後、「構想・計画」を策定するにあたり、協議及び検討を行っていく機
関として、「①検討委員会」及びその補助機関として「②ワーキンググループ」を
令和5年7月の理事会及び総会で設置し、また、専門的な知見を有する者の支援
を受けるため、「策定支援業者」を令和5年11月にプロポーザル方式により選定
したいと考えています。資料中央の図は、「構想・計画策定」の体制図です。
また、完成までの日程（案）としては、次を想定しておりますが、計画及び
PPP/PFI等の状況によっては、変更となる可能性があります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

高良 昌英
常務理事

常務理事として補足させていただきます。この新会館建築につきましては、
たびたび理事会で協議させていただいておりますが、今回初めて完成までの日
程案をお示ししております。その中で理事長と相談しながら、拙速にならず、
遅くならず、一つ一つ年2回あります理事会、総会で諮りながら、慎重に検討
していこうということでこの日程を組んでいますので、理事会、総会でスムー
ズにいけば前倒しで、あるいは、もう少し慎重な議論を要するとなれば少し遅
れることもあるということで、常に理事会、総会にお諮りしながら慎重に進め
ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

安里 哲好
医師国保

この会館で他の事業をしたり、ご予定はおありですか。借家料やレンタル料
、会議室を貸すなど収入源になる事業をお考えかどうか。まだ検討中ですか。

理事長
大城
事務局長

今のところ、後期広域連合にはお貸しする予定ですが、その他の事業に関しては決まっておりません。

高良 昌英
常務理事

後期広域連合様と介護広域連合様と協会けんぽ様にも、建てた場合に入居する希望はありますかというアンケートを取っていますが、正式に回答が来たのが後期広域連合様でした。進捗状況等につきましても報告を受けたいし、基本構想・基本計画にも入っていきたいとの話がございます。それと、事務所以外に貸し部屋を作るか、収益をあげるかということについては、このPPP/PFIの事業者を募りまして、どのような提案があるか、より良い提案のところを選んでいこうということで、選んで理事会に諮りまして、これよりは自前で貸しビルを建てた方が良いという判断があればそうしますし、PPP/PFIの提案が良いという判断が理事会であれば、そのような方向で進めますので、具体的に貸し部屋を作るかなどは、PPP/PFIの提案を聞きながらお諮りしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

安里 哲好
医師国保
理事長

国保連合会と関係のある業者や団体が入ってくることを期待しています。

議 長

ありがとうございます。

お諮りします。

議案第10号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第11号から第13号までを、一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

岸本
業務管理
課長

それでは、170頁をお開きください。

議案第11号についてですが、これは国保の診療報酬審査支払に関する業務勘定の補正です。中段 第1条をご覧ください。予算の総額に「35万1千円」増額し、補正後の予算総額を「17億8,880万2千円」としました。補正の理由は、下に記載のとおりです。

続いて、173頁をお開きください。議案第12号は、国保の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正です。中段 第1条をご覧ください。予算の総額に「3万8千円」増額し、補正後の予算総額を「46億1,604万7千円」としました。

補正の理由は、下に記載のとおりです。

植木
保険者支援
課長

次に、176頁をお開きください。
議案第13号についてですが、これは特定健診等事業に関する業務勘定の補正です。中段1条をご覧ください。予算の総額に「168万円」増額し、補正後の予算総額を「1億5,877万1千円」としました。補正の理由は、下に記載のとおりです。以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。
＜ 進行の声あり ＞

それではお諮りいたします。
議案第11号から議案第13号を承認することに、ご異議ありませんか。
＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの3件は承認されましたので、総会へ提出します。
次は、議案第14号を議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

それでは、179頁をお開きください。
議案第14号については、国民健康保険事業、介護保険事業関係業務並びに国保連合会の事業振興の発展向上に尽力され、その功績が顕著な方を本会表彰規程に基づき表彰するための提案です。

本年度の被表彰者ですが、180頁をお開きください。

1の国民健康保険診療報酬審査委員会委員からは、「久貝 忠男」先生です。
久貝先生におかれましては、診療報酬審査委員会委員として10年以上にわたり審査業務に精励され、国保事業の充実発展のため尽力いただきました。

次に2の市町村等職員からは、宮古島市より「砂川 真理子」様、「下地 郁代」様、「前里 寿一」様、「仲間 里美」様、糸満市より「宮城 和美」様の5名です。

これら5名の方におかれましては、国民健康保険の職務に15年以上にわたり精励され、国民健康保険事業の充実発展に尽力いただきました。

次に3の本会職員からは、「奥原 葉子」総務課長です。
奥原課長においては、在職20年以上にわたり職務に精励されました。
以上、7名の方々です。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本件は、規程に基づく表彰でありますので、そのまま承認してよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は承認されました。
次に、議案第15号を議題とします。事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、183頁をご覧ください。
議案第15号につきましては、本年度の第1回通常総会を7月12日（水曜日）自治会館において開催する予定です。
今回提出する議案は、「専決報告事項1件」、「議決事項13件」です。
なお、当日は他の団体の総会等も予定されていますが、日程については185頁の表のとおりです。以上、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。
これで、理事会の議案審議は終了します。続いて、「その他の事項」に移ります。事務局から、「個人情報保護マネジメントシステムの運用」について、説明してください。

川満
企画電算
課長

それでは、お配りしております「資料4 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」をご覧ください。本会では、平成28年度からプライバシーマーク認証を受け、個人情報の保護活動を実践しております。この個人情報保護マネジメントシステムの運用につきましては、年1回理事の皆様へ説明することとなっておりますので、ご説明いたします。それではお手元の資料1頁をご覧ください。㊦①の個人情報の中でも本会では「要配慮個人情報」とされる病歴情報を沢山扱っております。

次に2頁ですが、個人情報を保護するための仕組みです。ページ下のピンク色の囲みをご覧ください。理事の皆様を含む本会全ての役職員が個人情報の重要性を理解し、マニュアル通り個人情報を取り扱うとともに、その取り組みも継続的に改善していく必要がございます。そのため、適時PDCAサイクルに沿った内部点検等を実施しております。

3頁をご覧ください。理事長をトップマネジメントとして、その職名に応じて責任と権限を示した表となっております。

4頁をご覧ください、今年令和3年7月に取得したプライバシーマークの更新年度となっております、明日4日は、プライバシーマーク付与認定審査機関の更新審査を受検けることとなっております。以上でございます。

議長

只今の報告は、本会の「個人情報保護マネジメントシステムの運用について」でしたが、確認したい事などがありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

次に、高良常務理事から近況報告があります。高良常務、説明してください。

高良
常務理事

高良でございます。お手元に配布しております「資料5 令和5年度第1回理事会への近況報告」についてご報告させていただきます。理事会でご承認いただけましたら、総会の方でも簡略化してご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 令和6年度 国への沖縄県の国保財政支援要請について、① 県庁国保課と「前期高齢者加入割合が低いことに起因する特殊事情への配慮」及び「普通調整交付金乖離分の全額補填」等を国へ要請する方向で協議しております。要請日は8月3日から4日で調整中、要請先は厚生労働大臣が本題、沖縄担当大臣、県選出国會議員は後方支援ということで調整中でございます。要請者は、県知事、県副知事、県市長会、県町村会、国保連合会の予定となっております。

つづいて、2 国保総合システム更改に係る令和6年度国庫補助要求について、① 開発費として令和4年度分54億円、令和5年度分57億円を満額獲得しております。② しかしながら、開発期間が限られているため、このシステムの運用及び保守に要する費用が当面は高額になることが見込まれています。令和6年から令和9年は、毎年134億円を全国から集めるという説明を受けております。更に、社会保険支払基金との審査領域の共同開発・共同利用による国保・社保の運用コスト負担の縮減も国から求められています。そのため、早期にこのシステムの最適化、モダン化（を図り運用コストの縮減を図る必要があるため、全国の国保連合会において同開発費用の「国庫補助を求める決議」を採択する予定です。その金額は、令和6年度は25億、令和7年度以降もそれぞれの開発費用を求めていこうと決議する予定でございます。

3 令和6年度以降の負担金・手数料の見直しについて、① 6年度本稼働の国保総合システムの運用・保守料の高騰に伴い、かねてから市町村及び後期広域連合に手数料引き上げを説明してきてまいりました。② 併せて、国保中央会に対し同システム開発手法の簡素化、機能の単純化等による運用・保守費用の低減を求めてきましたが、国保中央会より2024年度から2027年度までは全国で毎年134億円を要する試算が示されました。③ そのため沖縄県は毎年約1.4億円の負担金を支払うことになるため、レセプト1件当たり15円相当の負担金を支払うこととなるため、手数料引き上げは必須の状況でございます。④ 今後も、引き続き、内部努力による経費削減や新規サービスによる手数料増収を視野に対策を練ってまいります。

4 令和6年度税制改革要望について、審査支払の同業の社会保険支払基金は法人税の納税義務を負っていません。それに対し国保連合会は納税義務があり、全国の国保連合会では社会保険支払基金と同様の取扱いを求めています。そのた

め、全国国保連合会で厚生労働省に「税制改正に関する要望」を行ってまいります。

5 予防接種法の改正による定期・任意予防接種費用の決済業務について、① 6月6日の全国会議において、国から予防接種事務のデジタル化に伴う費用決済事務を国保連合会で実施するように説明がありました。この事業受託について積極的に検討し、新規手数料収入の確保に努めてまいりたいと思います。国の試算ではございますが、沖縄県では定期の予防接種が年間62万回、任意の予防接種が74千回あるということです。約70万件の予防接種を連合会で請け負って、新たな手数料収入にしていこうというところでございます。

つづいて、裏面をご覧ください。6 オンライン資格確認の課題と対応ということで、今日の新聞にもありましたが、マイナンバーカードに関連して、① 被保険者の資格取得から保険者のデータ登録にタイムラグやデータ未登録があるため、法令を改正して、届け出時の個人番号等の記載義務化する、そして、保険者によるデータ登録を5日以内にするなどの対応を行うと国から説明がありました。② マイナ保険証の正確性確保の取組では、令和5年9月にJ-LISが突合チェックを行い、10月には国保連合会をとおして市町村国保へ送付すると説明がありました。③ 沖縄県内のマイナ保険証の運用では、特に目立った混乱の情報には連合では捕まえておりません。出来れば、進んでいってほしいなと思っております。以上が近況報告でございます。

議長

この件について、ご意見等はございますか。

他にご意見は、ありませんか。

特に無いようですので、これで、理事会の全日程を終了します。

進行にご協力いただき有難うございました。

司会

石嶺理事長、ありがとうございました。

以上をもちまして「令和5年度第1回理事会」を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

南城市長

古謝景春

沖縄県医師国民健康
保険組合理事長

安里野好